

医療現場における ペイシエントハラスメントを めぐる法的問題

★医療現場におけるカスハラ（ペイハラ）について

医療現場でのカスハラとは、患者や患者の家族が医療従事者に対して、暴力・暴言・セクハラ・治療費未払いなどの迷惑行為を行うことです。医療業界以外では、ペイシエントハラスメント（ペイハラ）ともいい、ニュースで見聞きしたことのある人も多いのではないのでしょうか。また、実際に経験し、どのように対応すべきなのかわからず、我慢する職員が多くいるのが現実です。

今回は、ペイシエントハラスメントについて理解を深め、有効な対策を立てるために学習をしましょう！是非ご参加ください。

開催日時：2025年
8月27日（水）

18：00～（1時間程度）

会場：中通病院労組2階会議室

講師：有働悠一弁護士



※今回の学習会で、扱ってほしい事例などありましたら組合までお知らせください。

◇お問い合わせ◇
中通病院労働組合
TEL 018-833-7937

内線813 メール info@nakarou.or.jp

組合HP

